

議案第81号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う行政事務の委託等に係る関係条例の整備に関する条例

(幕別町行政区設置条例の一部改正)

第1条 幕別町行政区設置条例(昭和32年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(行政区の代表)

第3条 町長は、行政区内の住民から当該行政区の代表として推せんのある者(以下「公区長」という。)に規則で定める事務を依頼することができる。

第4条及び第5条を削り、第3条の次に次の1条を加える。

(行政区運営費の交付)

第4条 行政区内の住民活動を推進するため、行政区運営費を交付する。

第6条を第5条とする。

(幕別町公営住宅管理条例の一部改正)

第2条 幕別町公営住宅管理条例(平成9年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第58条(見出しを含む。)中「及び公営住宅管理人」を削り、第3項及び第4項を削り、第5項を第3項とする。

第58条の次に次の1条を加える。

(管理の委託)

第58条の2 町長は、必要があると認めるときは、町営住宅及び共同施設の管理に関する事務等を個人又は団体に委託することができる。

(幕別町町営住宅条例の一部改正)

第3条 幕別町町営住宅条例(平成6年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第19条の3の見出しを「管理の委託」に改め、同条中「町営住宅に住宅管理人を置くことができる」を「必要があると認めるときは、町営住宅及び共同施設の管理に関する事務等を個人又は団体に委託することができる」に改める。

(幕別町特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正)

第4条 幕別町特定公共賃貸住宅管理条例(平成6年条例第23号)の一部を次のように改正する。

第28条の見出しを「管理の委託」に改め、同条第1項中「特公賃住宅に住宅管理人を置くことができる」を「必要があると認めるときは、特公賃住宅及び共同施設の管理に関する事務等を個人又は団体に委託することができる」に改め、同条第2項を削る。

(特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和46年条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表(第3条関係)その他の特別職の職員の部行政区公区長の項、ダム管理主任技術者の項及び英語指導助手の項を削る。

別表(第3条関係)備考中「ダム管理主任技術者及び英語指導助手を除き」を削る。

(幕別町交通安全指導員設置条例の廃止)

第6条 幕別町交通安全指導員設置条例(昭和44年条例第9号)は廃止する。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。